八　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第三項の規定による介護のための所定労働時間の短縮等の措置を講ずるに当たっての事項

当該措置を講ずるに当たっては、船員がその要介護状態にある対象家族を介護することを実質的に容易にする内容のものであることが望ましいものであることに配慮すること。

なお、短距離航路等に就航する船舶に従事し自宅から通勤可能な船員以外の船員にあっては、対象家族の介護を就業しつつ行えないことに鑑み、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第三項の措置に準じて、勤務状態の変更（短期間航海船舶への配置替え、陸上支援要員、ぎ装員への配置転換等）、休暇の付与の際の配慮（連続休暇の付与など休暇制度の弾力的な運用）、船員の希望に応じられるよう計画的な配乗計画が行われるよう配慮すること。

八の二　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第一項の規定による措置を講ずるに当たっての事項

㈠　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第一項第二号に定める陸上勤務の措置は、利用をすることができる日数を原則として一年につき三十日以上とする措置を含むものとした上で、船員の希望を勘案しつつ当該日数に満たない日数とすること等により、制度の弾力的な利用が可能となるように配慮することが望ましいこと。

㈡　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第一項第三号に規定する育児のための所定労働時間の短縮措置は、船舶の停泊中における一日の所定労働時間を原則として六時間とする措置を含むものとした上で、船舶の停泊中における一日の所定労働時間を五時間とする措置又は七時間とする措置、一週間のうち船舶の停泊中における所定労働時間を短縮する曜日を固定する措置、船舶の停泊中における休日を週休三日とする措置等も併せて講ずることが望ましいこと。

㈢　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第一項第四号に規定する休暇を与えるための措置は、船員の勤務の状況等が様々であることを踏まえ、時間単位での休暇の取得を認めること等により、制度の弾力的な利用が可能となるように配慮すること。

㈣　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第一項の規定による措置を講じようとするときは、職場の実情を適切に反映するため、当該措置を講じようとする事業所の業務の性質、内容等に応じて講ずる措置の組合せを変える等の措置を講ずることが望ましいこと。また、それまでの各制度の事業所における活用状況にも配慮することが望ましいこと。

㈤　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第一項の規定による措置を講じようとするときは、例えば三以上の措置を講ずることや、講じた措置について多様な内容の措置を設定すること等、可能な限り船員の選択肢を増やすための工夫をすることが望ましいこと。

㈥　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第一項の規定による措置については、例えば育児のための所定労働時間の短縮措置を選択した船員が、当該措置を利用しながら陸上勤務の措置に準じた措置を利用することができる社内制度とする等、船員が選択した措置と併せて、当該措置以外の措置を同時に利用することができるものとすることが望ましいこと。

八　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第三項の規定による介護のための所定労働時間の短縮等の措置を講ずるに当たっての事項

当該措置を講ずるに当たっては、船員がその要介護状態にある対象家族を介護することを実質的に容易にする内容のものであることが望ましいものであることに配慮すること。

なお、短距離航路等に就航する船舶に従事し自宅から通勤可能な船員以外の船員にあっては、対象家族の介護を就業しつつ行えないことに鑑み、法第二十三条第三項の措置に準じて、勤務状態の変更（短期間航海船舶への配置替え、陸上支援要員、ぎ装員への配置転換等）、休暇の付与の際の配慮（連続休暇の付与など休暇制度の弾力的な運用）、船員の希望に応じられるよう計画的な配乗計画が行われるよう配慮すること。

（新設）